日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月十九日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「日本海・九州西海域」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項に規定する届出漁業又は都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業

2　届出

(1)　平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十五年十二月二十七日までに、あらかじめ日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(2)　前号の届出は、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3)　第一号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。

(4)　前号に基づく変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(5)　第一号又は第三号の届出は、届出人の住所の所在する道府県ごとに、別表の上欄に掲げる道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(6)　前号の場合において、別表の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出人は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる道府県の区分に応じ、当該道府県の海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3　漁獲実績報告書

2の第一号又は第三号の届出をした者は、当該届出に係る漁業について、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあっては別記様式第五号）による漁獲実績報告書を平成二十六年四月三十日までに2の第五号又は第六号に規定する事務局に提出しなければならない。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十六年四月三十日までとする。

5　特例

(1)　委員会指示第三十二号の2の第一号又は第二号に基づく届出は、この指示の2の第一号に基づく届出とみなす。

(2)　委員会指示第三十七号（以下「承認制指示」という。）の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者については、この指示の定めにかかわらず、承認制指示の4に基づく漁獲実績報告書と併せ、同項に定める期限までにこの指示の3に規定する漁獲実績報告書を提出することができる。

別表

道府県名	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所（〒950－0909　新潟市中央区八千代1－5－15）
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	
石川県	境港漁業調整事務所（〒684－0034　境港市昭和町一番地先）
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所（〒812－0031　福岡市博多区沖浜町8－1）
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	